

会 議 録 （ 要 旨 ）

記録者 情報管理課 公文書管理G
主事補 葉勢森

	部長	副部長	課長	課長補佐	主査係長	係員
供覧						
件 名	令和4年第6回龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会					
日 時	令和4年10月4日（火）午後3時00分から午後4時40分					
場 所	市役所附属棟1階第1会議室					
主 催 者	情報公開・個人情報保護審査委員会 会長 周 作彩					
出 席 者	（委 員）有川委員，伊藤委員，鴻巣委員，田島委員 （事務局）大貫総務部長，菊地課長，小崎課長補佐，記録者					
欠 席 者	櫻井委員					
傍 聴 人	1名					
議事録署名人	有川委員，田島委員					
〈会議の内容〉 1.開会 2.議事 (1) 令和3年度の情報公開制度の運用状況の報告について (2) 令和3年度の個人情報保護制度の運用状況の報告について (3) 令和3年度会議公開制度の運用状況の報告について (4) 個人情報の届出の報告について (5) 個人情報の目的外利用の報告について (6) 個人情報の外部提供の報告について (7) 龍ヶ崎市個人情報保護条例の見直しについて 3.その他						
1.開会						
事務局	<p>それでは，定刻となりましたので，令和4年第6回龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆様，本日は大変お忙しい中，ご出席をいただきましてありがとうございます。</p> <p>まず初めに本日の出席状況です。</p> <p>本日は櫻井委員より欠席とのご連絡をいただいております。</p> <p>委員の過半数の出席をいただいておりますので，龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会規則第5条第2項の規定によりまして，会議は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは議事に入ります前に，会長からごあいさつを頂戴したいと思います。</p>					

周会長	<p>はい。みなさんこんにちは。</p> <p>暑い長い夏もようやく終わり非常にすがすがしい秋がやって参りました。</p> <p>本日はお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>実は当初の予定では9月29日に審査会を開催する予定でしたが、私の都合によって、予定を変更せざるを得なくなりまして、大変ご迷惑をおかけしました。</p> <p>特に委員の皆様、それから事務局の皆様にも、再度日程を調整をしなければならなくなったということにつきまして、ここでお詫び申し上げます。</p> <p>申し訳ございませんでした。</p> <p>それでは本日も慎重な審議をお願い申し上げまして、あいさつに代えさせていただきます。</p>
事務局	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>この後の会議の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。</p> <p>周会長よろしくお願いたします。</p>
周会長	<p>はい。</p> <p>それでは、進行させていただきます。</p> <p>まず、附属機関の会議の公開に関する条例によりまして、本会議は公開となっております。</p> <p>傍聴人の確認をお願いいたします。</p>
事務局	<p>傍聴はお1人いらっしゃっております。</p> <p>傍聴人の方におかれましては出入口に置いてございます、注意事項をご確認いただくようお願いいたします。</p>
周会長	<p>はい、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>続きまして、本日の会議の議事録署名人を指名させていただきます。</p> <p>有川委員と田島委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
有川委員・田島委員	了承
周会長	<p>よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは早速議事に入ります。</p> <p>報告事項の(1)から(3)の令和3年度の各種制度の運用状況の報告について事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>2. 議事</p> <p>(1) 令和3年度の情報公開制度の運用状況の報告について</p> <p>(2) 令和3年度の個人情報保護制度の運用状況の報告について</p> <p>(3) 令和3年度会議公開制度の運用状況の報告について</p>	
事務局	《議題(1)～(3)について事務局より説明》
周会長	ありがとうございました。事前質問はございますか。
事務局	1件だけ、質問票ということではございませんが、鴻巣委員からご質問いただ

	<p>いた件について少しだけご説明させていただきます。</p> <p>委員の皆様、資料の11ページをご覧くださいと思います。11ページの、番号で言いますと23番こども家庭課の龍ヶ崎市男女共同参画推進委員会というものがございまして、こちらの第2回の会議録及び資料がすべて非公開となっております。こちらの会議の内容といたしましてはこども家庭課で、イクメン川柳イクジイ川柳と題した男性の子育てに関する川柳を全国から集めて、それに対して表彰を行っているものになるんですけども、それにあたっての審査などをしたものになるそうです。</p> <p>今回審査の過程等を含むということですのですべて非公開という形にしているようなんですけども、担当課と協議の結果、公開できるところにつきましては、追加で公開をできるように、検討するということでした。</p> <p>まだどうなるか確定ではないんですけども、改善される予定でございますので、この後の動向を見ていただければというところでございます。</p>
周会長	はい。鴻巣委員それでよろしいでしょうか。
鴻巣委員	<p>この会議については、非公開となっていましたけれども、内容的にはそんなに重い内容ではないので、公開できるのではないかという話です。</p> <p>そのことにつきまして、以前の審査会で周会長の方から、誰が出席したとか、どういう議題で話し合ったかというような概要だけでも公表できるのではないかというお話がありまして、それを前任の事務局の方から、こども家庭課に指導しましたところ、アップロードされてたんですね、市のホームページにも。</p> <p>にもかかわらず、今回も同じような内容の会議をやっている、また非公開になっていましたし、議事録も作成されていないようになってましたからおかしいなと思って質問させていただいた次第です。</p>
周会長	<p>ありがとうございました。よくお気づきでした。</p> <p>それでは、今後改善されるようですので、ぜひまたチェックしていただければと思います。</p> <p>他に何かご質問はございますか。</p> <p>はい、田島委員お願いします。</p>
田島委員	<p>事前にお渡しできなくてすいません。4ページの下の方、請求の受付番号が19と20の案件なんですけれども、行政監察監の決定に関する書類一切という請求で人事課への請求は部分公開で法制総務課への請求は公開になってはいますけど、何か違いがあるのかなと思いました。</p> <p>事務局ご説明お願いできますか。</p>
事務局	<p>はい。お答えいたします。</p> <p>人事課の分につきましては、職員個人の情報も含まれますので、こちら部分公開ということになっておりまして、法制総務課の分は事務手続きに関する情報の公開ですので、これについては全部公開という形で若干差が出ております。</p>

周会長	<p>はい。よろしいでしょうか。</p> <p>では、その他なにかご質問、ご意見ございますか。</p> <p>特にご質問ないようでしたら、次に（４）の個人情報の届出の報告について事務局から説明をお願いいたします。</p>
（４）個人情報の届出の報告について	
事務局	<p>《議題（４）個人情報の届出の報告について事務局より説明》</p>
周会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>これについての事前質問は出ておりますか。</p>
事務局	<p>事前の質問出ておりません。</p>
周会長	<p>はい。それではこの場で何かご質問ございますか。</p> <p>はい、田島委員どうぞ。</p>
田島委員	<p>ちょっと教えてください。</p> <p>これ録音は、例えば我々市民が電話したときに録音するものですよね。</p> <p>これは全庁的に導入されているんですか。</p> <p>それとも今回個人情報の届出が提出された課だけですか。</p>
事務局	<p>はい、基本的には今回個人情報届出を提出いただいた課のみの設置となっておりますので、すべての課に設置されているわけではなくて、担当課の方で欲しいと、必要だという申し出があった課のみ設置しているというところでございます。</p>
田島委員	<p>そうすると例えば、「録音してしますよ。していいですか。」という案内をするわけですよね。</p> <p>その場合、拒否することもできるわけですよね。</p> <p>「いや、私は録音してもらって困ります。」という方も中にはいらっしゃるかなと思うんですけどね。</p> <p>そうした場合どういう対応になってくるのかなと思いました。</p>
事務局	<p>はい。</p> <p>録音を拒否され、録音しないでくださいと言われた場合については、手動で録音してますので、それは解除することができるものであります。</p>
周会長	<p>他にご質問、ご意見、ございますか。ないようでしたら、次に参ります。</p> <p>次は（５）の個人情報の目的外利用の報告についてお願いいたします。</p> <p>事務局から説明お願いいたします。</p>
（５）個人情報の目的外利用の報告について	
事務局	<p>《議題（５）個人情報の目的外利用の報告について事務局より説明》</p>
周会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>この件についてなにか事前の質問はございますか。</p>

事務局	事前の質問はございませんでした。
周会長	はい。 それではこの場で何かご質問、のある方、いらっしゃればお願いいたします。 はい。田島委員、お願いします。
田島委員	すいません。 これまで個人情報を出さないで監査してきたということで、それも良かれと思ってやってきたことだと思うんですよね。行政としてね。 今回個人情報を出さないことで監査に支障が出るということも書いてあるんですけど、具体的にどういうことなんでしょうかね。 これまでずっと良かれと思ってやってきたことを急に覆すことになるわけです。 その辺がもう少し具体的にわかればと思います。 今日じゃなくてもいいんですけど。
事務局	その辺りは、担当課の方に実際どんな形で監査を行っているのか確認してみないと、我々事務局の方でわかり得ないところですので、追って議事録送付の際に回答させていただきます。
周会長	はい、よろしいですか。他に何かございますか。 特にないようでしたら、次に（６）の個人情報の外部提供の報告について、事務局から説明をお願いいたします。
（６）個人情報の外部提供の報告について	
事務局	《議題（６）個人情報の外部提供の報告について事務局より説明》
周会長	はい、ありがとうございました。 この点につきまして事前の質問はございましたか。
事務局	同じく事前の質問はございません。 よろしく申し上げます。
周会長	それではこの場で何かご質問ございますか。 ないようでしたら、（７）の龍ヶ崎個人情報保護条例の見直しについて。に入りたいと思います。 まず資料につきまして、事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。
（７）龍ヶ崎市個人情報保護条例の見直しについて	
事務局	《議題（７）龍ヶ崎市個人情報保護条例の見直しについて事務局より説明》
周会長	はい、ありがとうございました。 ただいまの事項につきまして何か事前質問はありましたか。
事務局	事前質問はお受けしておりません。
周会長	今回の法改正はかなり抜本的な改正でございまして、膨大な資料がございます

	<p>が、ただいまの説明だけですと中々質問が出にくいのかなと思います。いかがでしょうか。</p> <p>とりあえず何か不明な点あるいはもう少しわかりやすいように説明して欲しいとかですね、そういった点等がございましたらお願いいたします。</p> <p>はい。田島委員お願いいたします。</p>
田島委員	<p>事務局の皆様はこれの専門家ですからよくわかるんでしょうけども、よく資料を読み込んでみないと我々は質問のしようがないという感じがしますね。</p> <p>改正条例の運用開始は令和5年の4月からですか。最終的に施行条例は12月議会に諮るんですか。</p>
事務局	<p>この条例自体については12月の議会で上程をさせていただく予定なんですけれども、それに付随する規則要綱等運用に関する部分については3月までの整理を予定しております。</p>
田島委員	<p>そうするともうほぼこの案で決まりってということですよ。日程的にはもうもう10月ですからね。</p> <p>12月議会だと第3回定例会ですか。</p> <p>時間もないわけですもんね。</p> <p>ということはもうこの辺で固めておかないといけないということですよ。ただ、ちょっとこれ読み込んでみないと、ご意見をいただきたいと言われても、中々難しいと思います。もう1、2回審査会をやるんですかね、この議題で。</p>
周会長	<p>まず私の方から、この条例案の扱いについて本審査会の役割がなんであるのかということをはっきりとしないと扱いは難しいので、今このように報告事項として報告していただいて、説明もしていただいて、それからなるべくこの審査会の意見を反映させていきたいという趣旨だろうというふうに考えておりますが、ただこの審査会の議決がないと決定ができないとか、そういう話ではないと。</p> <p>そういう理解でよろしいですか。</p>
事務局	<p>はい、そのような理解で進めていただきたいと思います。</p> <p>今回のご意見等を踏まえて、市の方針を決定する参考とさせていただきたいと考えてます。</p>
周会長	<p>ということなので、必ずしも本審査会の同意がなければできないことではございません。後でまたご相談させていただきますけれども、次回の審査会の予定が1月26日(木)ということで、この審査会の日程からしても、この条例の制定には間に合いませんので、この場でもし質問やご意見が、出しにくいということであれば、例えば、いついつまでにメール等で意見を出せるようにしていただくとか、そういうことは可能でしょうか。</p>
事務局	<p>はい。最終的な調整が終わるのが、来月に入ってからなんですけれども、今月いっぱいにご意見等いただければ、まだ修正等も可能でございますので、今月いっぱいを目途に、ご意見をお寄せいただければと考えております。</p>
周会長	<p>そのような扱いでいかがでしょうか。</p>

	<p>それともこの場でも、何かご質問、あればぜひ出していただければと思います が、なければ、あとでメール等でご意見をお寄せいただければありがたく存じま す。</p> <p>ところで、私から一つ要望でございますが国の法律の条文は、どこかで入手で きるんですか。</p> <p>私インターネットで調べたんですけれども、中々その条文に辿りたどり着け なかったんです。</p>
事務局	<p>インターネット上からですと、もしかしたら取りにくいかもしれませんが、 事務局の方で持っておりますので、メール等でご提供することは可能です。</p>
周会長	<p>では、ぜひ新しい改正法の条文をメールでお送りいただければありがたく存じ ますので、お願いいたします。</p>
鴻巣委員	<p>ちょっといいですか。</p> <p>今回の法の改正は、ネットで条文は読めないにしても、改正のねらいみたいな ものを書いてあるんですね。</p> <p>その主眼は、電磁的な情報の公開であるということと、あともう一つが、罰則 規定がつくようになったっていうことだったと思うんですけれども、それが一番 の大きいことだと思うんです。ざっと見たところ龍ヶ崎の条例案ではその辺は法 律をそのままということではありませんけれども、罰則で縛っているという感じ ではないなと感じます。</p> <p>先ほど横の資料の10ページが、データベースについての記載があったので、 確かに電磁的なことを想定してたんだなというのは、思うんですけれども、その 辺との関係はどうなんでしょう。</p>
周会長	<p>まず、事務局の方からいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>まず1点目につきましては、先ほど匿名加工情報のところでもご説明を差し上 げたところと重複はするんですけれども、やはり情報の流通、特にビックデータと 言われる情報を利用していこうと。</p> <p>個人に関する情報が各自治体とか色々な自治体ごとに条例が違って、その取り 扱いが中々統一できないというところを解消していき、どんどんパーソナルデー タを利用していこう、データを流通させていこう、それによって経済を活性化し ようとか、あるいは海外等からの信用を得ようと、そういったところでの今回の 改正の趣旨となっておりますので、先ほど、鴻巣委員のおっしゃられたように、 やはりデータの流通に主眼を置いた改正となっております。</p> <p>もう1点の罰則規定につきましては、今回の条例では、当然我々の方では規定 する予定はございませんので、法律の罰則規定がそのまま適用になることになり ます。</p>
鴻巣委員	<p>そうしましたら先生がおっしゃられたように、私たちが法律の条文はいただけ るんですかね。</p>

事務局	<p>はい。今回資料がかなりのボリュームになっておりますので法律の条文も共有させていただきますけれども、その他にも様々なガイドラインやQ&Aというものが示されております。</p> <p>行政機関だけでなく全体的なものが出ているんですけれども、その中から必要と思われるものは、委員の皆様の方にメールでご提供させていただきますし、メールが利用できない場合は、印刷して郵送での提供も可能です。</p> <p>鴻巣委員におかれましては我々事務局の方で、メールアドレスを頂いておりますので、メールにてお送りいたしますのでご安心いただければと思います。</p>
周会長	<p>今回の条例改正の一つの特徴は、龍ヶ崎市の独自の条例を作るのではなくて、法律の施行条例という形になりますので、法律で規定されているものは条例で定めることはできないということで、法律に規程のないもの或いは法律と異なるような内容の規定が必要なものを条例で定めるということでございますので、罰則等については必ずしも条例で定める必要がないということです。</p> <p>他には何かございませんか。</p> <p>無いようでしたら、個人情報保護条例については以上にさせていただきます。あとはその他事務局から何かございますか。</p>
3.その他	
事務局	はい。その他につきましては事務局の方からは特にございません。
周会長	<p>そうしますと本日の議事は以上で終了となります。</p> <p>次回の審査会等につきまして事務局から何か連絡事項があればお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。次回の審査会につきましては例年ですと、年明け1月の下旬から2月の月上旬に開催をさせていただいております。</p> <p>今年度の候補日としましては、1月26日(木)、27日(金)、また2月2日(木)この辺りを想定しております。</p> <p>皆様のご都合お伺いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
周会長	<p>まず第1候補日の1月26日(木)はいかがでしょうか。</p> <p>第1候補日でよろしいですか。</p>
事務局	はい、では皆様のご都合よろしいということですので1月26日(木)で確定させていただければと思います。
周会長	<p>はい。それでは次回の審査会は1月26日(木)、午後3時からということですのでよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>本日は慎重なご審議をいただきましてありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、令和4年第6回情報公開・個人情報保護審査会を終了させていただきます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>

	<p>令和4年第6回龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会の内容については、上記のとおり相違ありません。</p> <p>令和4年 月 日</p> <p style="text-align: center;">会議録署名人 _____</p>
<p>情報公開</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公 開</p> <p><input type="checkbox"/> 部分公開</p> <p><input type="checkbox"/> 非 公 開</p>
<p>公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）</p>	<p style="text-align: center;">—</p>